

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○特定疾患に係る訪問看護費用交付規則の一部を改正する規則 (疾病・感染症対策室) 一

### 規 則

○行政情報ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部を改正する訓令 (情報システム課) 一

### 訓 令

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し (介護保険室) 二

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の取消し (同) 三

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 三

○県営土地改良事業の工完了 (農村振興課) 三

○建設業許可の取消し (事業管理課) 三

○都市計画事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 三

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示 (会計課) 四

### 公 告

○開発行為に関する工完了(二件) (建築宅地課) 四

### 監 査 委 員

○定期監査の結果の公表 宮城海区漁業調整委員会 四

○かじき等流し網漁業の制限 宮城海区漁業調整委員会 六

### 正 誤

○宮城県公報第二〇二六号中 一六

○宮城県公報第二〇二九号中 一六

## 規 則

特定疾患に係る訪問看護費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八号

特定疾患に係る訪問看護費用交付規則の一部を改正する規則

特定疾患に係る訪問看護費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

和 希  
海 希

を

和 希  
海 希

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の特定疾患に係る訪問看護費用交付規則の規定による様式第一号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定疾患に係る訪問看護費用交付規則の規定によるものとみなす。

## 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

行政情報ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

行政情報ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

行政情報ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程(平成四年宮城県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「行政情報ネットワークシステム」を「行政情報ネットワーク」に改める。

第一条中「行政情報ネットワークシステム」を「行政情報ネットワーク」に改める。

第二条第一号から第三号までを次のように改める。

一 行政情報ネットワーク 総合情報ネットワーク及び部門情報ネットワークをいう。

二 総合情報ネットワーク 企画部情報システム課長（以下、「情報システム課長」という。）が各部署の共同の利用に供するために設置した通信機器等で構成された情報通信基盤に構築されているローカルエリアネットワークをいう。

三 情報通信基盤 情報システム課長が管理する本庁及び地方機関並びに市町村に設置された通信機器等で構成されている基幹的な情報通信ネットワークをいう。

第二条第四号中「行政情報ネットワークシステム」を「行政情報ネットワーク」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 部門情報ネットワーク 業務システムを所管する本庁の課若しくは室又は地方機関の長（以下「業務所管課長等」という。）が各部署における特定の業務を処理するために設置した通信機器等で構成されたローカルエリアネットワークをいう。

第三条を次のように改める。

（行政情報ネットワークの管理）

第三条 総合情報ネットワークの管理は、情報システム課長が行つものとする。

2 部門情報ネットワークの管理は、当該部門情報ネットワークを用いて処理する業務を所管する本庁の課若しくは室又は地方機関の長（以下、「課長等」という。）（処理する業務が二以上あるときは、これらの業務を所管する課長等が協議して定める者。第六条及び第七条第一項において同じ。）が行つものとする。

第五条を削り、第四条の見出し中、「部門情報ネットワークシステム」を「部門情報ネットワーク」に改め、同条中「課長等は、新たに部門情報ネットワークシステム」を「業務所管課長等は、新たに部門情報ネットワーク」に、「部門情報ネットワークシステムを変更し」を「部門情報ネットワークを変更し」に改め、同条ただし書を削り、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（総合情報ネットワークの利用の協議等）

第四条 課長等は、新たに総合情報ネットワークを利用しようとするとき、又は既に利用している場合においてその方法を変更しようとするときは、あらかじめ、情報システム課長に協議しなければならない。

2 課長等は、総合情報ネットワークを利用している場合においてその利用をやめるときは、あらかじめ、情報システム課長にその旨を報告しなければならない。

第六条から第九条までを削り、第十条中「第六条第一項」を「第三条第一項」に、「部門情報ネッ

トワークシステム」を「部門情報ネットワーク」に改め、「（次条第一項において「管理担当課長等」という。）」を削り、同条を第六条とする。

第十一条第一項中「管理担当課長等」を「第三条第二項の規定により部門情報ネットワークを管理する課長等」に、「行政情報ネットワークシステム」を「行政情報ネットワーク」に改め、同条第二項中「行政情報ネットワークシステム」を「行政情報ネットワーク」に改め、同条を第七条とする。

第十二条中「行政情報ネットワークシステム」を「行政情報ネットワーク」に改め、同条を第八条とする。

第十三条中「行政情報ネットワークシステム」を「行政情報ネットワーク」に改め、同条を第九条とする。

第十四条を削る。

第十五条第一項中「総合情報ネットワークシステム」を「総合情報ネットワーク及び情報通信基盤」に改め、同条第二項中「業務システムの開発」を「部門情報ネットワークの設置」に、「業務システムを用いて処理する業務を分掌する」を「部門情報ネットワークに係る業務システムを所管する」に改め、同条を第十条とする。

第十六条第一項中「総合情報ネットワークシステム」を「総合情報ネットワーク」に改め、同条を第十一条とする。

第十七条中「行政情報ネットワークシステム」を「行政情報ネットワーク」に改め、同条を第十二条とする。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

**告 示**

○宮城県告示第百五十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十一年二月二十七日

一 取消年月日

平成二十一年二月二十八日

二 事業者の名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業者の名称 株式会社ア ルダン	主たる事務所 の所在地 仙台市宮城野 区岩切字鴻巣 百四番地二	介護保険事業所番号 〇四七五二〇一九一九	サービス の種類 訪問介護	事業所の 名称 アルダンケア サービス	事業所の 所在地 仙台市宮城野 区平成一丁目 七番三十八号 高橋ビル一階
------------------------	---	-------------------------	---------------------	------------------------------	---

○宮城県告示第百五十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の八第一項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十一年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 取消年月日

平成二十一年二月二十八日

二 事業者の名称等

事業者の 名称 株式会社ア ルダン	主たる事務所 の所在地 仙台市宮城野 区岩切字鴻巣 百四番地二	介護保険事業所番号 〇四七五二〇一九一九	サービス の種類 訪問介護	事業所の 名称 アルダンケア サービス	事業所の 所在地 仙台市宮城野 区平成一丁目 七番三十八号 高橋ビル一階
----------------------------	---	-------------------------	---------------------	------------------------------	---

○宮城県告示第百五十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一五二〇〇六四一	事業所の名称及び 所在地 フルーフ福室訪問介 護	指定障害福祉サ ビスの種類 重度訪問介護	設置者名 株式会社ライ フミクス	指定年月日 平成二十一 年二月十九 日
---------------------	-----------------------------------	----------------------------	------------------------	------------------------------

○宮城県告示第百五十九号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名 南谷地	事業の名称 経営体育成基盤整備事業	工事完了年月日 平成二十一年二月二十九日
------------	----------------------	-------------------------

○宮城県告示第百六十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十一年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十一年二月二十日

二 商号又は名称等

商号又は名称及 び代表者の氏名 サンヨライフ 株式会社 藤本 隆夫	主たる営業所の所在地 仙台市青葉区昭和町三 十五	建設業 許可番号 般一二十 一万五千 三百四十 号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類 一部廃業 一般建設業 とび・土工事業	受付年月日 平成二十一 年一月三十 日
株式会社エグレ ットラスト 柴田 秀勝	仙台市若林区表柴田町 六十二・二	般一十八 第一万七千 八百六十八 号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 内装仕上工事業	平成二十一 年一月二十三 日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称  
仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画広場事業

2 名称

1号 杜の広場

三 事業施行期間

「平成十年六月五日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成十年六月五日から平成二十一年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百六十二号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和二十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表株式会社社内銀行の項中 「黒川郡富谷町富谷字大清水上三十三街」を

「黒川郡富谷町大清水一丁目三十三番地」に改める。

「黒川郡富谷町大清水一丁目三十三番地」

附 則

この告示は、平成二十一年二月二十七日から施行し、改正後の県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の規定は、同年二月二十一日から適用する。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十一年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城郡利府町神谷沢字館ノ内五十六番三及び五十六番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宮城郡利府町神谷沢字館ノ内五十六番地の三 阿部 茂信  
仙台市宮城野区岩切字青津目百二十八番地の七 ウイング 三〇三 阿部 真

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十一年二月二十七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
黒川郡富谷町成田二丁目三番一及び三番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
大阪府大阪市北区堂島浜一丁目四番四号 MID都市開発株式会社

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第23号  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成20年度第3四半期に実施した普通会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。  
平成21年2月27日

宮城県監査委員 嶋 山 和 純  
宮城県監査委員 袋 井 正  
宮城県監査委員 遊 在 勤 在 衛 門  
宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関	監査実施日	○教育庁	
地方機関		泉が岳自然の家	12月19日
○総務部		蔵王自然の家	10月14日
大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む）	11月6日	志津川自然の家	12月22日
仙台中央県税事務所（選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む）	11月6日	角田高等学校	11月11日
仙台北県税事務所（選挙管理委員会仙台北地方支局を含む）	11月6日	矢本高等学校	11月25日
石巻県税事務所（選挙管理委員会石巻地方支局を含む）	11月25日	東松島高等学校	11月25日
○企画部		岩出山高等学校	10月31日
東京事務所	11月13日	志津川高等学校	12月19日
○保健福祉部		上沼高等学校	11月5日
仙南保健福祉事務所	11月6日	鷺沢工業高等学校	10月17日
大崎保健福祉事務所	11月7日	米谷工業高等学校	12月22日
栗原保健福祉事務所	11月7日	拓挑養護学校	11月12日
登米保健福祉事務所	11月13日	○警察本部	
石巻保健福祉事務所	11月13日	塩釜警察署	10月21日
石巻地域子どもセンター	12月18日	岩沼警察署	10月30日
○農林水産部		登米警察署	12月15日
農業・園芸総合研究所（農業実践大学校を含む）	11月12日	河北警察署	12月15日
古川農業試験場（農業実践大学校農産学部を含む）	11月11日	若柳警察署	11月27日
畜産試験場（農業実践大学校畜産学部を含む）	11月11日	2 監査結果	
水産研究開発センター（水産加工研究所を含む）	12月18日	平成19年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。	
気仙沼水産試験場	12月18日	その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。	
内水面水産試験場	12月18日	なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。	
栽培漁業センター	12月18日	記	
○土木部		(1) 大河原県税事務所	
大河原土木事務所	11月11日	県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。	
仙台土木事務所	11月12日	(内容)	
仙台土木事務所（旧仙台東土木事務所）	11月12日	・平成19年度収入未済額	
大崎土木事務所	12月17日		
栗原土木事務所	12月17日		
気仙沼土木事務所	11月20日		

<p>(1) 仙台中央県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>200,325,860円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>436,630,710円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>636,956,570円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>210,785,256円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>348,437,565円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>559,222,821円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>325,386,905円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>784,476,366円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>1,109,863,271円</td></tr> </table>	現年度分	200,325,860円	過年度分	436,630,710円	合 計	636,956,570円	現年度分	210,785,256円	過年度分	348,437,565円	合 計	559,222,821円	現年度分	325,386,905円	過年度分	784,476,366円	合 計	1,109,863,271円	<p>(2) 仙台北県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>1,376,600,108円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>1,340,118,411円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>2,716,718,519円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>649,466,659円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>1,419,712,305円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>2,069,178,964円</td></tr> </table>	現年度分	1,376,600,108円	過年度分	1,340,118,411円	合 計	2,716,718,519円	現年度分	649,466,659円	過年度分	1,419,712,305円	合 計	2,069,178,964円	<p>(3) 仙台北県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>372,928,297円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>633,209,822円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>1,006,138,119円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>325,386,905円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>784,476,366円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>1,109,863,271円</td></tr> </table>	現年度分	372,928,297円	過年度分	633,209,822円	合 計	1,006,138,119円	現年度分	325,386,905円	過年度分	784,476,366円	合 計	1,109,863,271円	<p>(4) 石巻県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>270,899,721円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>376,230,138円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>647,129,859円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>155,841,661円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>423,541,969円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>579,383,630円</td></tr> </table>	現年度分	270,899,721円	過年度分	376,230,138円	合 計	647,129,859円	現年度分	155,841,661円	過年度分	423,541,969円	合 計	579,383,630円
現年度分	200,325,860円																																																								
過年度分	436,630,710円																																																								
合 計	636,956,570円																																																								
現年度分	210,785,256円																																																								
過年度分	348,437,565円																																																								
合 計	559,222,821円																																																								
現年度分	325,386,905円																																																								
過年度分	784,476,366円																																																								
合 計	1,109,863,271円																																																								
現年度分	1,376,600,108円																																																								
過年度分	1,340,118,411円																																																								
合 計	2,716,718,519円																																																								
現年度分	649,466,659円																																																								
過年度分	1,419,712,305円																																																								
合 計	2,069,178,964円																																																								
現年度分	372,928,297円																																																								
過年度分	633,209,822円																																																								
合 計	1,006,138,119円																																																								
現年度分	325,386,905円																																																								
過年度分	784,476,366円																																																								
合 計	1,109,863,271円																																																								
現年度分	270,899,721円																																																								
過年度分	376,230,138円																																																								
合 計	647,129,859円																																																								
現年度分	155,841,661円																																																								
過年度分	423,541,969円																																																								
合 計	579,383,630円																																																								
<p>○仙台北県区農業調整課長 櫻川 一 郎</p> <p>農業法（昭和三十四年法律第三十七号）第三十七条第一項の規定により、区域農地先導面における農産物の生産上の動力施設を使用するに必要と認められる農業（まへん）なごき、なごき、その他の諸般を目的とする農業調整課長（昭和三十七年法律第二十号）の農業調整課長に、次のとおり承認する。</p> <p>平成二十一年四月十七日</p>	<p>(5) 仙南保健福祉事務所</p> <p>補助金の実績確認において、確認が不十分だったものが認められたので、実績確認を徹底するなど、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>市町村振興総合補助金において、実績報告書に基づき、書面による確認調査を行ったが、一部事業に不適正執行があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名 市町村献血推進事業</li> <li>・事業主体 丸森町</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>補助金額</td><td>平成19年度</td><td>158,000円</td></tr> <tr><td></td><td>平成18年度</td><td>144,000円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返還額</li> </ul> <table border="1"> <tr><td></td><td>平成19年度</td><td>54,000円</td></tr> <tr><td></td><td>平成18年度</td><td>11,000円</td></tr> </table>	補助金額	平成19年度	158,000円		平成18年度	144,000円		平成19年度	54,000円		平成18年度	11,000円	<p><b>区域農地先導面における農業調整課長</b></p>																																											
補助金額	平成19年度	158,000円																																																							
	平成18年度	144,000円																																																							
	平成19年度	54,000円																																																							
	平成18年度	11,000円																																																							



宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

二 操業の承認

かじき等流し網漁業の操業をしようとする者は、使用漁船ごとに、別記平成二十一年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領（以下「要領」という。）で定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

三 操業の承認の対象

次の1又は2のいずれかに該当する者。ただし、委員会が漁業調整のため必要があると認められた場合には承認の対象としないことがある。

1 前年度において承認を受けてかじき等流し網漁業を営み、かつ、宮城県内の港に漁獲物を陸揚げした実績を有する者

2 その他委員会が認めた者

四 漁獲物の陸揚制限

かじき等流し網漁業を操業する者は、原則として、本県の漁港に漁獲物を水揚げしなければならない。

五 操業の承認の条件及び制限

操業の承認には、次の条件を付する。

1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。

2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第一号の標識を船橋の両側に表示すること。

3 禁止区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。

ア 岩手県大船渡市首崎突端

イ 岩手県大船渡市首崎突端正東十海里の点

ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点

エ 宮城県本吉郡歌津崎突端正東十海里の点

オ 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点

カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点

キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

4 漁具の制限

(一) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は十二キロメートル以内であり、かつ、網目は十五センチメートルを超えるものでなければならない。

(二) 二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

5 漁具の標識

敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上二メートル以上の高さに掲げなければならない。

(一) 両端部の浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識及びレーザー反射板（金属性のものに限る。以下同じ。）、夜間にあつては白色の灯火及びレーザー反射板

(二) 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識、夜間にあつては白色の灯火

(三) (一)及び(二)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならない。

6 塗装しない船舶の使用禁止

かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。

7 1 から6 までの条件及び制限のほか、承認漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）を遵守しなければならない。

8 漁獲成績報告書の提出の義務

操業の承認を受けた者は、操業終了後一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

六 承認の取消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別記)

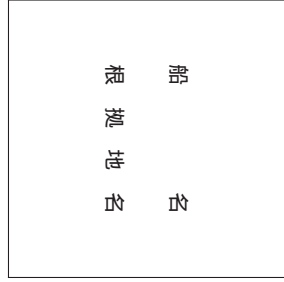
別記様式第一号



1 文字及び数字（承認番号）の大きさは、8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とする。

2 文字、数字（承認番号）及び枠は、夜光塗料を配合した朱色とする。

指示様式第2号



- 1 標識は、黄色の布地とする。
- 2 標識の大きさは、縦横とも80センチメートルとする。

平成二十一年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領

（操業の承認申請）

第一 操業の承認申請をしようとする者は、かじき等流し網漁業操業承認申請書（様式第一号）をその住所を管轄する地方振興事務所を経由し、宮城県漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

なお、県内に住所を有しない者が操業承認申請する場合は、その所在地を管轄する都道府県知事の副申書を添えなければならない。

2 操業承認申請書の受理期間は、かじき等流し網漁業の制限に関する委員会指示（以下「委員会指示」という。）の日から平成二十一年三月十三日までとする。

3 操業承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 操業承認申請一覧表（様式第二号）
- (二) 委員会指示三の1に該当する者は水揚仕切書写、漁獲物陸揚証明書（様式第三号）、その他の者は申請理由書
- (三) 印鑑証明書
- (四) 漁船原簿謄本
- (五) 年間事業計画書（様式第四号）

(六) 共同申請の場合は、代表者選定届及び申請理由書

(七) 用船の場合は、船舶使用承諾書及び申請理由書

(八) 代船の場合は、旧船の廃業届又は抹消漁船原簿謄本

(九) (一)～(八)までに掲げる書類のほか、委員会が必要と認める書類

（承認証の交付）

第一 委員会は、操業の承認をしたときは、次の表の下欄に掲げる漁港で、当該承認に係る漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、操業承認証（様式第五号。以下「承認証」という。）を申請者又は操業責任者に交付する。

2 承認証の交付をしようとする者は、あらかじめ当該承認証の交付を希望する漁港の所在地を管轄する地方振興事務所水産漁港部に連絡の上、承認証交付申請書（様式第六号）を提出し、その指示を受けなければならない。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩釜市新浜町二丁目九・一 電話 〇二二・三六五・〇一九一	塩釜港
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四・三十二 電話 〇二二五・九五・一四一一	石巻港
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市港町四九九 電話 〇二二六・二二・六八二五	気仙沼港

（承認証の書換え交付）

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、操業承認証書換交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、書換え交付を受けなければならない。

2 前号の場合には、第一の3の(九)の規定を準用する。

（承認証の再交付）

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく、操業承認証再交付申請書（様式第八号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（漁獲成績報告書の様式）

第五 委員会指示五の8に定める漁獲成績報告書は、様式第九号によるものとする。



かじき等流し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏 名

住 所

氏 名

印

印

かじき等流し網漁業の操業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 操業区域 宮城県地先海面
- 3 使用船舶
  - (1) 船 名 丸
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総 トン 数 トン
  - (4) 機関の種類及び馬力数 P S又はキロワット
- 4 承認証交付希望港

( A 4 縦 )

要領様式第2号

かじき等流し網漁業操業承認申請一覧表

年 月 日

漁業協同組合長 (印)  
(支所運営委員長)

承認番号	漁船登録番号	船名	総トン数	馬力数	操業期間	申請者		承認証 交付希望	前年度 承認番号	前年度の 実績の有無
						申 所 住	氏 名			

印は記入しないこと。

(A4横)

要領様式第3号

かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書

宮城県 魚市場 ㊦ 年 月 日

下記のとおり当市場に陸揚げしたことを証明する。

記

- 1 船名 丸
- 2 漁船登録番号 トン
- 3 総トン数 PS又はキロワット
- 4 機関の種類及び馬力数
- 5 所有者の住所及び氏名
- 6 陸揚実績表

項目	魚種別漁獲高				合計
	まぐろ	かじき	かつお	その他	
月 日	kg	kg	kg	kg	kg
月 日	円	円	円	円	円
月 日	kg	kg	kg	kg	kg
月 日	円	円	円	円	円
月 日	kg	kg	kg	kg	kg
月 日	円	円	円	円	円
月 日	kg	kg	kg	kg	kg
月 日	円	円	円	円	円
月 日	kg	kg	kg	kg	kg
月 日	円	円	円	円	円

(A4縦)

要領様式第4号

年間事業計画書

船名 丸 氏名

漁業種類	漁業	漁業	漁業	合計
区分				
漁獲物の種類				
漁獲物の期間				
操業日数				
航海日数				
漁獲予想数量				
漁獲予想金額				
乗組員数				
所要経費	人件費			
	燃料費			
	費			
	費			
	費			
合計				

(A4縦)

条 件 及 び 制 限

宮かじき第 号  
宮かじき第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日から  
年 月 日まで

1 操業期間

2 操業区域 宮城県地先海面

3 使用船舶

(1) 船 名 丸

(2) 漁船登録番号 トン

(3) 総トン数 PS又はキロワット

(4) 機関の種類及び馬力数 ジーゼル

4 条件及び制限(裏面記載のとおり)

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会

会 長

印

( A 4 縦 )

- 1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。
- 2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第 1 号の標識を船橋の両側に表示すること。
- 3 禁止区域  
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。

- ア 岩手県大船渡市首崎突端
- イ 岩手県大船渡市首崎突端正東10海里の点
- ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東10海里の点
- エ 宮城県本吉郡歌津崎突端正東10海里の点
- オ 宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点
- カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点
- キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

4 漁具の制限

- (1) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は12メートル以内であり、かつ、網目は15センチメートルを超えるものでなければならぬ。
- (2) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

5 漁具の標識

- (1) 両端部の浮標  
敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上2メートル以上の高さに掲げなければならない。  
昼間にあっては別記様式第 2 号による標識及びレーザー反射板(金属性のものに限る。以下同じ。)、夜間にあっては白色の灯火及びレーザー反射板
- (2) 中間部のおおむね3メートルごとの浮標  
昼間にあっては別記様式第 2 号による標識、夜間にあっては白色の灯火
- (3) (1)及び(2)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも2海里離れた所から視認されるものでなければならない。
- 6 塗装しない船舶の使用禁止  
かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。
- 7 1 から 6 までの条件及び制限のほか、承認漁業等の取締りに関する省令(平成 6 年農林水産省令第54号)を遵守しなければならない。
- 8 漁獲成績報告書の提出の義務  
操業の承認を受けた者は、操業終了後 1 か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 9 承認の取消し  
この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

要領様式第6号

承認証交付申請書

年 月 日

地方振興事務所長 殿  
(水産漁港部扱い)

船主又は操業責任者

住 所  
氏 名

㊦

年 月 日付け宮漁委第 号でかじき等流し網漁業の操業の承認を受けました  
が、出漁の準備が完了したので、確認の上承認証の交付を受けたく下記により申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 漁船登録番号
- 4 総トン数 トン
- 5 希望日時 年 月 日 時
- 6 交付希望港 港
- 7 その他 (連絡先等)

要領様式第7号

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所  
氏 名

㊦

かじき等流し網漁業操業承認証書換交付申請書

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したので、書換え交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 記載事項

変 更 前	変 更 後

4 書換を必要とする理由

( A 4 縦 )

( A 4 縦 )

要領様式第 8 号

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏 名

㊞

かじき等流し網漁業操業承認証再交付申請書

かじき等流し網漁業操業承認証を滅失（き損）したので，再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失（き損）の理由

( A 4 縦 )



要領様式第 9 号

宮城海区漁業調整委員会 長 殿

かじき等流し網漁業漁獲成績報告書

様式番号	県名	漁業種別	整理番号	漁船登録番号	トシ数	PS又は キロワット	漁法	漁業従 業員数	陸揚	港
2-6	7・8	9・10・11・12	13-15	16-20	21-25	26-29	30	31-32	33-35	36-38
8	1	6	1	2	0	0	*	*		港

航海日数	操業日数
39-41	42-44
	45-51
	52-54
	*-*
	*-*

住所	報告者氏名	報告年月日
船名	年月分報告	平成 年 月 日
	報告年月日	平成 年 月 日

投網年月日	緯度		経度		農林漁区	表面水温 (℃)	投網区間の 長さ(反) (m)	か ま か じ き	か じ き	類 別	漁 獲 量 (尾数)	かつお (ねずみ)	よしきり め	しま かつお	あろ つなす	その他	備考														
	北緯	東経	西経	農林漁区																											
55565758596061	62	63	66	67	68	72	73-76	77-80	81-83	84	85	86	87	88-91	92-95	96-99	100-103	104-107	108-111	112-115	116-119	120-123	124-127	128-131	132-135	136-139	140-143	144-147	148-151		
*	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
*	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
*	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
*	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
*	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
*	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
*	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
*	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
*	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
*	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
*	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
*	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
*	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
*	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	1:2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
合 計						漁獲尾数	陸揚重量(kg)																								

- 備考
- 1 投網年月日、投網位置等、網及び魚種別漁獲量の欄は、操業一日ごとに記入すること。
  - 2 投網位置は、緯経度又は農林漁区番号のいずれか一方を記入すればよい。また、緯経度は分の単位まで記入し、北緯、南緯、東経、西経の別はいずれか一方に○印をつけること。
  - 3 \*印を付した欄は、記入しないこと。

正 誤

○宮城県公報第二〇二六号(平成二十一年一月二十日付け)中

ページ

段

行

正

誤

六

上

六

宮選管告示第一号

宮選管告示第百十三号

六

上

後ろか

宮選管告示第二号

宮選管告示第百十四号

七

下

六

宮選管告示第三号

宮選管告示第百十五号

七

下

後ろか

宮選管告示第四号

宮選管告示第百十六号

八

上

五

宮選管告示第五号

宮選管告示第百十七号

八

上

後ろか

宮選管告示第六号

宮選管告示第百十八号

九

下

六

宮選管告示第七号

宮選管告示第百十九号

一〇

下

四

宮選管告示第九号

宮選管告示第百二十号

一〇

上

五

宮選管告示第八号

宮選管告示第百二十一号

一〇

下

四

宮選管告示第九号

宮選管告示第百二十一号

七

上

行

正

誤

七

上

後ろか

宮選管告示第十号

宮選管告示第百二十二号

七

上

後ろか

宮選管告示第十号

宮選管告示第百二十二号

○宮城県公報第二〇一九号(平成二十一年一月三十日付け)中